

支 部 長 各 位

近畿税理士会

中小企業対策部長 野 村 秀次郎

令和 3 年度固定資産税等の減免措置の期限後の申告について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、支部運営並びに本会会務運営に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年度の事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の減免措置を受けようとする中小企業者等は、令和 3 年 2 月 1 日までに申告する必要がありますが、「やむを得ない理由」があると市町村長が認める場合には、申告期限後の申告をもって本措置が適用されます。

今般、総務省から、各都道府県に対して、「やむを得ない理由」の判断については、現下の緊急事態宣言を踏まえ、各納税者の置かれた状況に十分配慮して、柔軟に対応するよう依頼する旨の文書が発出されたことを受け、中小企業庁から、期限後の申告となった場合においても、「やむを得ない理由」に該当する場合には、当該減免措置の対象となる可能性がある旨、周知依頼がありました。

つきましては、支部会員への周知にご協力をお願いいたします。

なお、本措置の申告には、事前に認定経営革新等支援機関等による確認が必要となっておりますが、認定経営革新等支援機関の認定を受けていない税理士・税理士法人も行うことができるほか、申告においては eLTAX による代理送信も可能である旨、併せて支部会員への周知をお願いいたします。

(参考資料) ※会員専用ホームページ Topics にリンクを掲載しております。

- ・新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に係る期限後の申告について (総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000728775.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告について (eLTAX ホームページ)

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02230>